

クリーンセンター衣浦で受入れできない物

平成25年4月1日

No.	品名	受入できない理由	受入の紹介先	受入できない物の内			
				クリーンセンター衣浦で受入できる範囲	解体場	プラットフォーム	分別場
1	産業廃棄物 (詳細は別紙)	クリーンセンター衣浦は一般廃棄物の処理場であるため	産廃業者・販売店	なし			
		〔 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号及び同法施行令第2条に掲げるもの。 (事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・木くず・紙くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・動植物性残さ等・パレット等) 〕					
2	家電5品目 テレビ(プラズマテレビ・液晶テレビ含む)・冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン(室外機含む)	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)による。	家電小売店・許可業者 (詳細は別紙)	ウインドファン	○		
3	業務用冷蔵庫・洗濯機・エアコン(室外機含む)	処理できないため。	産廃業者・販売店	なし			
4	自動車	処理できないため。	産廃業者・販売店	なし			
5	オートバイ・スクーター	処理できないため。	産廃業者・販売店	なし			
6	自動車部品	処理できないため。	産廃業者	カーステレオ・液晶テレビ・キャリー等車の機能に関係のないアクセサリ的なもの		○	
7	農機具	処理できないため。	産廃業者・販売店	手動式噴霧器		○	
8	漁業関係機器・部品等	産業廃棄物に該当するため。	産廃業者	一般家庭の釣り竿等		○	
9	工業機械	処理できないため。	産廃業者	なし			
10	ホーロー浴槽	処理できないため。	産廃業者	ポリ浴槽・ステンレス浴槽	○	○	
11	電気・太陽熱温水器	大きいため処理できない。	産廃業者	なし			
12	プロパンガスボンベ	処理できないため。	産廃業者	なし			
13	消火器・発煙筒	処理できないため。	産廃業者・販売店	なし			
14	ピアノ	ピアノ線の処理ができないため。	産廃業者	なし			
15	タイヤ	処理できないため。	産廃業者・タイヤ店	一般家庭の自転車のタイヤ		○	
16	バッテリー	処理できないため。	産廃業者	なし			
17	薬品・農薬及び空容器	処理できないため。	購入したところ	なし			
18	塗料・シンナー	処理できないため。	産廃業者	空容器の底部にとごり等がないものは良い。		○	

クリーンセンター衣浦で受入れできない物

平成25年4月1日

No.	品名	受入できない理由	受入の紹介先	受入できない物の内			
				クリーンセンター衣浦で受入できる範囲	解体場	プラントホム	分別場
19	オイル・灯油	処理できないため。	産廃業者・販売店	少量なら新聞紙や布に染み込ませ、可燃ごみとして出す。		○	
20	花火・アルミ粉末	爆発の危険性があるため。	産廃業者	花火（家庭用に限る）については、予め水で濡らして可燃ごみとして出す。			
21	ボーリング球	処理できないため。	(有)アイミ 高浜ファミリーボウル	なし			
22	耐火金庫	処理できないため。	産廃業者	なし			
23	電線類	産業廃棄物に該当するため。 (廃プラスチック類)	産廃業者	50cm角程度の段ボール箱一杯程度なら良い。 ※但し、一般家庭に限る。	○		
24	ドラム缶	処理できないため。	産廃業者	腐食したもの・蓋が切断されたものは良い。	○		
25	農業用廃ビニール	産業廃棄物に該当するため。 (廃プラスチック類)	産廃業者・JAあいち	なし			
26	塩化ビニール管	産業廃棄物に該当するため。 (廃プラスチック類)	産廃業者	直径10cm、長さ1m以内なら5本まで良い。 ※但し、一般家庭に限る。		○	
27	スチール製倉庫・物置	処理困難（箱型、L字型の状態では処理できないため。）	産廃業者	天井・側板・床等が1枚ずつ解体されていけば良い。※但し、一般家庭に限る。	○		
28	木くず・木材・かんなくず・その他の廃材 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの、木製品の製造業に係るもの)	産業廃棄物に該当するため。 (建築廃材) ※受入れできない主な業種 ・大工、工務店等建設業 ・家具製造業	産廃業者・チップ工場	直径12cm、長さ1m以内のもので、軽トラックで搬入できる量程度なら良い。 かんなくずは袋に小分けし、ごみピットに直投すること。 ※但し、一般家庭・一般事業者（建具屋、木型屋を含む）に限る。		○	
29	コンクリートがら・瓦・ブロック・土管類	処理できないため。	産廃業者・市環境課（埋立場）	15cm角以下に破碎したものなら買物袋3袋程度まで良い。			○
30	焼却灰	処理できないため。	産廃業者 (オオブユニティ株) ※但し、2tダンプに1車以上の量で、溶出試験が実施してあること。	なし 少量の灰（レジ袋1袋）については、燃えるごみ袋へ入れて、出して下さい。 (ただし、灰は湿らせてください)			
31	厚鉄板・鉄骨・鉄筋	破碎処理できないため。	産廃業者	なし			
32	グラスファイバー製品 (サーフボード等)	処理できないため。	産廃業者・販売店	なし			
33	スプリングマットレス (ソファベッドを含む)	処理できないため。	産廃業者・販売店	金属の部分とその他の部分に予め解体してあれば良い。	○	○	
34	F R P 船 モーターボート・ヨット・ジェットスキー	処理できないため。	産廃業者・販売店	なし			
35	パレット	H20年4月1日産業廃棄物に該当するため。	産廃業者	なし			